

車両の申告事項に変更があったら手続きを



軽自動車、オートバイ、原動機付自転車や小型特殊自動車の税に関する情報は市役所に登録され、毎年4月1日を賦課期日(基準日)として、その所有者に軽自動車税が課されます。廃車や譲渡をした場合に市へその旨の申告をしないと、すでに車両がないのに軽自動車税が課されることになります。

軽自動車等の管理は、自分自身で責任をもって行いましょう。申告事項に変更があった場合には、忘れずに変更の手続きをしてください。

原動機付自転車・小型特殊自動車の手続き

原動機付自転車、小型特殊自動車の登録・変更・廃車の手続きは、市役所で行います。各市民サービス課窓口で手続きをしてください。

■登録の申告…新車や中古車を購入した場合など

次のものを持参し、手続きをしてください。

- ・印鑑(認印でも可)
- ・販売(譲渡)証明書
- ・廃車申告受付書 *一度ナンバーを返納した車両を再度登録する場合等

■名義の変更…友人や家族の誰かから車両を譲り受けた場合など

次のものを持参し、手続きをしてください。

- ・印鑑(認印でも可)
- ・譲渡証明書
- ・標識交付証明書(ナンバーと一緒に交付された書類)

■廃車の申告…車両を使用しなくなった場合、紛失した場合、盗難に遭った場合

次のものを持参し、手続きをしてください。

- ・印鑑(認印でも可)
- ・ナンバープレート(課税標識)
- ・標識交付証明書(ナンバーと一緒に交付された書類)

*紛失等により登録時に交付されたナンバーが返納できない場合には、標識弁償金として200円をいただきます(警察へ盗難届を提出している場合を除く)。

*車両が盗難に遭った場合にはすぐに警察へ連絡し、盗難届を提出してください。

原動機付自転車・小型特殊自動車以外の手続き

軽自動車税が課される原動機付自転車や小型特殊自動車以外の車両は、それぞれ次の場所で手続きを行ってください。事前に電話連絡し、必要なものや手続きの方法を確認してから行ってください。

車種	手続きする場所	電話番号
軽二輪(125cc超250cc以下のバイク)	静岡県軽自動車販売店協会	055-988-4022
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会静岡事務所沼津支所	055-988-3847
二輪の小型自動車(250ccを超えるバイク)	沼津自動車検査登録事務所	050-5540-2051



問合せ 税務課 ☎ 055-948-2918

e-Tax

国税電子申告・納税システム



自宅からインターネットを利用して、国税の申告、申請・届出等ができます。

e-Taxを利用するには…

①電子証明書の取得 地方公共団体による『公的個人認証サービス』に基づく電子証明書の取得、公的個人認証(電子証明書)の取得方法

- (1) 住民基本台帳カードを取得する
…手数料 500円
- (2) 公的個人認証(電子証明書)を取得する
…手数料 500円

持ち物・官公署が発行した顔写真付き身分証明書・印鑑 *住民基本台帳カードをすでに取得済みの人はカードを持参。

受付場所 市役所各庁舎市民サービス課

受付時間 開庁日の9:00~16:30

*葦山・大仁市民サービス課では、住民基本台帳カードの即日交付はできません。

*顔写真付き身分証明書がない人や代理人による手続きをしたい人は、お問い合わせください。



②ICカードリーダーの購入

③国税庁ホームページへアクセス

公的個人認証についての問合せ

市民サービス課 ☎ 055-948-2901

e-Taxについての問合せ

国税庁ホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

三島税務署 ☎ 055-987-6711

障害者控除とおむつ代の医療費控除



1. 障害者控除

本人または扶養している人が65歳以上で、介護保険の要介護認定者の場合には、『障害者控除対象者認定書』の交付を受けると、所得税、市・県民税の障害者控除を受けられます(要介護1~3で身体上の障害の見られない人や要支援1・2の人は対象外)。

障害の程度と控除額 要介護認定の状況により、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。障害の認定は平成22年12月31日現在の要介護認定状況によります。なお、対象者が年の途中で亡くなっている場合には亡くなった時の状況によります。

控除の種類	所得控除額	
	所得税	市・県民税
障害者控除	27万円	26万円
特別障害者控除	40万円	30万円

控除を受けるには 申請をして『障害者控除対象者認定書』の交付を受け、確定申告でその認定書を提示して控除を受けてください。なお交付申請には、申請者の印鑑を持参してください。

交付申請窓口 高齢者支援課(大仁庁舎)

市民サービス課(伊豆長岡庁舎・葦山庁舎)

*認定書の発行は、平成23年3月15日(火)までです。(以後は、高齢者支援課での発行のみとなります)

2. おむつ代の医療費控除

要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、医師が発行した『おむつ使用証明書』がなくても、『市が主治医意見書の内容について確認した書類』があれば、医療費控除の対象と認められます。

対象者 おむつ代についての医療費控除の申告が2年目以降の方で、要介護認定者本人または扶養している人

*おむつ代についての医療費控除の申告が初めての方は、医師が発行した『おむつ使用証明書』が必要です。

控除を受けるには 交付申請をして発行された『市が主治医意見書の内容について確認した書類』を、確定申告の際におむつ購入代の領収書と一緒に添付してください。なお、交付申請の際には、申請者の印鑑を持参してください。

*認定時の書類の記載状況により『市が主治医意見書の内容について確認した書類』を発行できないことがありますので、希望する人は、あらかじめお問い合わせください。

交付申請窓口 認定時の書類の確認が必要になりますので、高齢者支援課の受付のみとなります。

問合せ 高齢者支援課 ☎ 0558-76-8009



事業主の皆さん、ご協力ください!

個人住民税の特別徴収

静岡県と県内市町では、平成24年度から、法定要件に該当するすべての事業主の皆さんに個人住民税の特別徴収を実施していただくための準備を進めています。

『特別徴収』とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者で



ある給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税(市民税+県民税)を徴収し、納入していただく制度です。地方税法および伊豆の国市税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則的に、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことになっていきます。特別徴収には、次のようなメリットがあります。



- ①納税者本人が年税額を年4回で支払う『普通徴収』と比べて、『特別徴収』は12回払いとなるため、従業員の皆さんは1回あたりの納税額が少なくなるのと同時に、納期限を気にしなくてもいいので、納めやすくなります。
- ②事業主の皆さんにとっては、所得税は毎月の給与から徴収額を計算しなければなりません。住民税はあらかじめ毎月の徴収額が決まっているため、計算の煩わしさがありません。

『特別徴収』は、平成23年度からの実施も推進しています。ぜひ、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 税務課

☎ 055(948)2918